

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和6年8月19日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
相当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
17	テニスラウンジ木 曾川 支配人 いがらし ゆうき 五十嵐 裕貴	テニス祭り	9月23日のテニスの日に合 わせて行う、小学生とその 保護者向けのテニス体験教 室	令和6年9月15日(日)～9月23 日(月・祝)	テニスラウン ジ木曾川	なし	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
36	夢見る株式会社 代表取締役社長 しげみ あきのり 重見 彰則	文部科学大臣任命のアントレプレナーシップ推進大使 全国120校展開のプログラミング教室 ロボ団だんちよー重見彰則が教える 子どものやりたいが夢に変わるターニングポイントとは!?	アントレプレナーシップ活動の一環として子どもの主体性を伸ばす親子教育講座。日々の勉強が世の中や生活にどのように活用されるのかを知り、「好き」が「学び」につながるという気付きを親子両者へ届ける。	令和6年9月24日(火) 17:00～18:10 令和6年9月27日(金) 19:00～20:10 令和6年9月29日(日) 11:00～12:10 令和6年9月29日(日) 14:00～15:10	オンライン会議システム Zoomでのオンライン参加	なし	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
27	一宮つぼみを守る 会 代表 中島 しぐれ	ウクライナの子ども 達の絵画展	ウクライナの子どもたちが描 いた絵画の展示及びウクラ イナの子どもたちに贈るクリ スマスカードの作成	令和6年10月26日(土)	尾張一宮駅 前ビル(i-ビ ル)	なし	(7)